「国分寺市立教育センター」の管理に関する 協定書(案)

目 次

第1章	総具	[[] •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第1条	: (走	取旨)		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第2条	ŧ (‡	旨定管	管理	者	の指	定	0	意	義)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第3条	ŧ (4	人共化	生の)尊	重)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第4条	: (½	去令等	等の	遵:	守等	≨)	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第5条	: (F	月語の	の定	義.	•	•	•			•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
第6条	: (行	亨理 4	物件	=)		•	•			•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
第7条	ŧ (‡	旨定其	期間])		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第2章	本業務	务の値	範囲]と	実施	i条	件			•			•		•				•	•					•	•	•			•	•		6
第8条	į (z	卜業	努の	範	囲)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第9条	: ([自家月	用電	気	工作	物	0	保	安	業	務	に	関	す	る	業	務	区	分)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第10条	E (F	月が彳	行う	業	務の	範	囲)	•				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第11条	: ()	養務	実施	条	件)	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第12条	: (美	養務	範囲	及	び業	務	実	施	条	件	の	変	更))	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第3章	本業務	务の 🤄	実施	<u>i</u> •		•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•							•			•	•		•	7
第13条	= (2	卜業	務の)実	施)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第14条	ŧ (‡	旨定	開始	:日:	以前	jσ	準	備)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第15条	: (第	育三	者へ	~D	委託	三又	は	請	負)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第16条	: (柞	を利し	又は	義	務の	譲	渡	等)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第17条	: (行	管理 加	施設	没	び備	品	0	修	繕	等)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第18条	: (方	包設の	の安	全	対策	$\hat{t})$	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第19条	: (§	紧急 眼	持の)対	応)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第20条	: (f	青報行	管理	1)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第21条	: (f	青報	公開])		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第22条	: ()	文書(の管	理	及ひ	保	存)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
第23条	: (利	刊用を	者の)	情丸	応	()	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第24条	: (石	开修	の実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第25条	ŧ (4	公共力	施設	(予)	約シ	/ス	テ	ム	(T)	利	用)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第4章	管理特	勿品(の扱	ない		•	•		•				•		•	•	•	•	•		•	•	•	•		•		•	•	•		•	10
第26条	÷ (7	学理 4	物品	」 の (貸与	- 及	び	使	用	等)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第5章	業務第	を施し	に係	る	甲の	確	認	事	項	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	11
第27条	(<u>I</u>	事業書	計画	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
第28条	: (糸	圣営岩	伏沥	2)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
第29条	: (=	事業報	報告	·書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
第30条	: (E	目に、	上ス	*	終生	插	北	沪	\mathcal{D}	確	認)																				•	12

第31条	(甲による業務の改善勧告)・・・・・・・・・・・・・・・12	2
第6章 扌	指定管理費及び使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	2
第32条	(指定管理費の支払い)・・・・・・・・・・・・・・・・・12	2
第33条	(指定管理費の変更)・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	3
第34条	(施設及び附属設備等使用料収入の取扱い)・・・・・・・・・・・13	3
第35条	(施設及び附属設備等使用料)・・・・・・・・・・・・・・・・13	3
第7章 打	貴害賠償及び不可抗力・・・・・・・・・・・・・・・・13	3
第36条	(損害賠償等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	3
第37条	(第三者への賠償)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	3
第38条	(保険)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	3
第39条	(不可抗力発生時の対応)・・・・・・・・・・・・・・・14	1
第40条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)・・・・・・・・・・14	1
第41条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)・・・・・・・・・・・・14	1
第8章 扌	肯定期間の満了・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	1
第42条	(業務の引継ぎ等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	1
第43条	(原状回復義務)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1년	5
第44条	(管理物品の扱い)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15	5
第9章 扌	- 肯定期間満了以前の指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・15	5
第45条	(甲による指定の取消し)・・・・・・・・・・・・・・・15	5
第46条	(丙による指定の取消しの申出)・・・・・・・・・・・・・16	ò
第47条	(不可抗力による指定の取消し)・・・・・・・・・・・・・16	ò
第48条	(指定期間終了時の取扱い)・・・・・・・・・・・・・・・・16	3
第10章 名	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	3
第49条	(監査委員による監査)・・・・・・・・・・・・・・・16	3
第50条	(施設内の市組織及び市関連団体への対応)・・・・・・・・・・・17	7
第51条	(市関連団体の自動販売機の設置)・・・・・・・・・・・・・17	7
第52条	(新幹線資料館及び鉄道展示室の管理)・・・・・・・・・・・・17	7
第53条	(自主事業の実施)・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	7
第54条	(経理の独立)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	7
第55条	(打合せ記録の作成・保管)・・・・・・・・・・・・・・・・17	,
第56条	(請求、通知等の様式その他)・・・・・・・・・・・・・17	7
第57条	(協定の変更)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	7
第58条	(解釈)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18	3
第59条	(疑義についての協議)・・・・・・・・・・・・・・18	3
第60条	(管轄裁判所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18	3

別紙 1	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
別紙 2	管理物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
別紙3	保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
別紙4	指定管理者における個人情報の保護に関する特則事項・・・・・・・・22
別紙 5	指定管理者における情報公開に関する特則事項・・・・・・・・・・25

国分寺市立教育センターの管理に関する協定書

国分寺市教育委員会(以下「甲」という。)と国分寺市長(以下「乙」という。)と●●● (以下「丙」という。)とは、国分寺市立教育センター条例(平成6年条例第22号。以下「教育センター条例」という。)により設置された国分寺市立教育センター(以下「教育センター」という。)の管理運営について、国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第31号。以下「手続条例」という。)第7条(協定の締結)の規定に基づき、次のとおり協定(以下「この協定」という。)を締結する。

なお、この協定書において、「教育センター」を「本施設」とする。

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この協定は、甲と丙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第2条 甲及び丙は、本施設の管理に関して、甲が指定管理者の指定を行うことの意義が民間事業者たる丙の能力を活用しつつ本施設の利用者の利便性を向上させ、市民の多彩な交流と活動の場を創出するとともに、まちの魅力を発信することで、健康で文化的な生活に寄与することであることを確認する。

(公共性の尊重)

- 第3条 丙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 甲は、本業務が民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、対等な立場に立って その趣旨を尊重するものとする。

(法令等の遵守等)

- 第4条 甲及び丙は、法令及び条例を遵守するとともに、互いに協力し信義を重んじ、この協定 を誠実に履行しなければならない。
- 2 丙は、国分寺市政治倫理条例(平成13年条例第52号)第27条(市が行う契約等に関する遵守 事項)に規定する法人等に該当する場合にあっては、同条に規定する事項を遵守するものとす る。
- 3 丙は、国分寺市行政手続条例(平成7年条例第29号)の定めるところに従い、本業務の実施 に当たり、行政運営における公平性及び透明性の確保に努めなければならない。

4 甲及び丙は、国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成19年条例第20号)第5条(事業者等の責務)に定めるところに従い、公益通報に適切に対処しなければならない。

(用語の定義)

第5条 この協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(管理物件)

- 第6条 本業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理物品からなる。この場合において、管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。
- 2 丙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。
- 3 丙は、管理物件を施設の設置目的以外の目的で使用してはならない。ただし、甲の許可を得 たときは、この限りでない。

(指定期間)

- 第7条 丙に本業務を行わせる期間(以下「指定期間」という。)は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

- 第8条 甲は、手続条例第9条(業務の範囲)の規定に基づき、次に掲げる業務を丙に行わせる。
 - (1) 本施設及び附属設備の使用の承認及び使用料の納入等に関すること。
 - (2) 前号の使用承認の変更及び取消しに関すること。
 - (3) 本施設の使用に伴う使用者への便宜の寄与に関すること。
 - (4) 本施設、附属設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
 - (5) 本施設の修繕等のうち軽微なものに関すること。
 - (6) 本施設の鍵管理、本施設内の整理整頓等日常的な管理に関すること。
 - (7) 新幹線資料館及び鉄道展示室の管理運営業務に関すること。
 - (8) 本施設内の関係団体等との連携業務に関すること。
 - (9)施設の管理運営に関して、教育委員会が必要と認めること。
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(自家用電気工作物の保安業務に関する業務区分)

第9条 甲は、自家用電気工作物の保安業務が発生する場合においては、丙をみなし設置者とす

る。

- 2 丙は、電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 及び電気関係報告規則 (昭和 40 年通商産業省令第 54 号) に定める維持義務、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、外部委託関係等に関する業務について行うものとする。
- 3 丙は、甲から指定を受けた施設の自家用電気工作物について、維持管理の主体であって電気 事業法39条第1項の義務を果たすものとする。

(甲が行う業務の範囲)

- 第10条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。
 - (1) 本施設の目的外使用許可に関する業務
 - (2) 不服申立てに関する業務(丙を被告とした処分の取消しの訴えの訴訟に関する業務を除く。)
 - (3) 第8条第5号を除く本施設の修繕等に関する業務

(業務実施条件)

第11条 丙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおり とする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

- 第12条 甲又は丙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務 の範囲及び前条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。
- 2 甲又は丙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更、それに伴う指定管理費の変更等については、前項の協議 において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

- 第13条 丙は、この協定、条例及び関係法令のほか、募集要項、要求水準書等並びに本施設の指 定管理者の公募に当たり丙が提出した事業計画及び企画提案書(以下「提案書」という。)に 従って本業務を実施するものとする。
- 2 本業務の実施に当たり、前項に規定する書類等に矛盾又は齟齬が生じたときは、この協定、 募集要項、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、提案書で募集要項等を上回る水準の提案がされている場合は、当 該提案書の示された水準によるものとする。

(指定開始日以前の準備)

- 第14条 新たに指定を受け運営を行う場合は、丙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。
- 2 丙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、丙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 従前の指定管理者がその指定期間満了後、改めて指定を受け運営を行う場合は、指定開始日に先立ち、丙は、甲からの指導等を踏まえ継続した事業の実施に向けた準備を進めなければならない。特に新たな事業を実施する場合は、必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(第三者への委託又は請負)

- 第15条 丙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 丙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、全て丙の責任及び費用において行うものと し、本業務に関して丙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用 については、全て丙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、丙が負 担するものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

- 第16条 丙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- 2 丙は、この協定によって生ずる権利又は義務を相続、合併又は分割により相続人等に承継させる場合は、事前に甲と協議をするものとする。

(管理施設及び備品の修繕等)

- 第17条 管理施設の修繕、改造、増築又は移設については、甲が自己の費用と責任において実施 するものとする。
- 2 管理備品の修繕等のうち軽微なもの(1件100,000円未満)については、あらかじめ甲の承認を得た上で、丙の責任において実施するものとし、丙は、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

(施設の安全対策)

第18条 丙は、本業務等における安全管理の徹底のため、安全責任者を配置し、法令等を遵守した対応マニュアル(以下「安全管理マニュアル」という。)を作成して従事者に周知徹底を図り、その対策に万全を期さなければならない。

(緊急時の対応)

第19条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、丙は、

速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。また、緊急災害時において丙は、国分寺市地域防災計画に基づき、甲と協力して活動するものとする。

2 事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、丙は必要に応じ、甲その他関係者に協力を求め、 当該緊急事態に対応するものとする。

(情報管理)

- 第20条 丙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び 甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはな らない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 丙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別紙4に定める事項を遵守 し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、毀損等の事故の防止その他の個人 情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 丙は、本業務に従事している者又は従事していた者が秘密等を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 丙は、本業務を行うに当たり、電子計算機を用いて情報を処理するときは、必要に応じ、次 の各号に掲げるセキュリティ対策を実施しなければならない。
 - (1) 丙は、本業務に従事する者に対し、情報の盗用、改ざん、滅失、毀損、漏洩、無断持出し その他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティに関する指導監督を行わなけれ ばならない。
 - (2) 丙は、情報処理を行う施設(本施設及び事業所等)や装置(電子計算機等)に対し、外部からの侵入により市の情報が盗用、改ざん、滅失、毀損、漏洩その他不適正な取扱いが行われないよう、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
 - (3) 丙は、本業務に係る情報を処理、保管、搬送する場合は、それぞれに必要な機密対策を講じ、情報の盗難、散逸、滅失、紛失その他不適正な取扱いが行われないよう、適正に運用しなければならない。
 - (4) 丙は、本業務に係る情報を取扱う情報システムの運用において、情報の漏洩、不正アクセスその他不適正な処理が行われないよう、不正アクセス対策及びコンピュータウィルス対策等を講じなければならない。

(情報公開)

- 第21条 丙は、国分寺市情報公開条例(平成11年条例第33号)及び別紙5に定める事項に従い、本業務に関して保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、甲に、施設の管理運営について同条例に基づき情報公開請求がなされたときは、これ に協力しなければならない。

(文書の管理及び保存)

第22条 丙は、本業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書(図面及び電磁的記録を含む。)については、適正に管理し、及び保存しなければならない。

(利用者の苦情対応)

- 第23条 丙は、苦情に対する体制を整備するとともに、苦情等が発生した場合は、仕様書に定める内容に基づき誠意を持って対応しなければならない。
- 2 甲は、苦情等を把握するとともに、その内容について丙と連携し解決を図らなければならない。

(研修の実施)

第24条 丙は、本業務等に従事する者に対し、安全管理、個人情報の保護その他本事業等の実施に関し、必要な研修を定期及び随時において行わなければならない。

(公共施設予約システムの利用)

- 第25条 甲は、丙が本業務を行うに当たり、国分寺市公共施設予約システムの利用に関する規則 (平成29年規則第31号)に定める公共施設予約システム(以下「公共施設予約システム」とい う。)を丙の利用に供することができる。
- 2 甲は、甲の費用と責任において公共施設予約システムの保守管理を行い、常に良好な状態に 保つものとする。
- 3 丙は、公共施設予約システムを利用する際において、国分寺市公共施設予約システムの利用 に関する規則のほか、関係する規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって公共施設予約シ ステムを管理運用しなければならない。
- 4 丙は、公共施設予約システムの利用に関し事故等が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、その状況等を直ちに甲に報告し、当該事故の解決又は防止に努めなければならない。
- 5 丙は、公共施設予約システムの利用に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。 指定期間終了後も同様とする。
- 6 丙は、公共施設予約システムを利用する従事者に対し、情報の盗用、改ざん、滅失、毀損、 漏洩、無断持出しその他不適切な取扱いが行われないよう、情報セキュリティに関する指導監 督を行わなければならない。
- 7 甲は、公共施設予約システムの利用に当たり、別紙2に示す機器を無償で丙に貸与する。
- 8 丙は、指定期間中、機器を常に良好な状態に保つものとする。
- 9 丙は、故意又は過失により機器を滅失又は毀損したときは、それによって生じた損害を甲に 賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又 は一部を免除することができる。
- 10 公共施設予約システムの運用に当たり必要となる消耗品(プリンタートナー及び印刷用紙)は、甲が負担するものとする。

第4章 管理物品の扱い

(管理物品の貸与及び使用等)

- 第26条 甲は、別紙2に示す管理物品を無償で丙に貸与する。
- 2 丙は、指定期間中、管理物品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 貸与管理物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、 丙との協議により、必要に応じて甲の費用で当該貸与管理物品に代わる管理物品を購入し、又 は調達するものとする。
- 4 丙は、故意又は過失により管理物品を滅失又は毀損したときは、甲との協議により、必要に 応じて甲に対しこれを弁償し、自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入 し、又は調達しなければならない。
- 5 無償貸与を受けている管理物品の修繕は、1件につき 100,000 円未満(消費税及び地方消費 税を含む。)のものについては丙の負担とし、それを超えるものは別途協議とする。
- 6 丙は、独自提案によるサービス向上を図るため、甲の了承を得た上で必要な管理物品を自己 の費用負担と責任において調達することができる。この場合における管理物品の所有権は、丙 に帰属する。なお、丙が調達した管理物品の修繕・再調達については、金額にかかわらず丙が 自己の費用負担において行う。
- 7 丙は、甲の承認を得ないで、管理物品を他の用途に供し、若しくはその現状を変更し、又は 貸与してはならない。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

- 第27条 丙は、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、毎年度甲が指 定する期日までに提出し、甲の確認を得なければならない。
 - (1) 管理業務等の体制及び実施計画 (管理業務及び自主事業)
 - (2) 予算に係る計画
 - (3) 従事者育成に係る研修計画
 - (4) 利用者意見及び自己評価に係る計画(利用者アンケート調査、事業実施状況自己評価)
 - (5) 苦情対応に係る方針
 - (6) その他管理等に係る必要な計画(施設の特性に応じた具体的なサービス水準等)
- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について、必要があると認めるときは、丙に 対してその変更を指示することができる。
- 3 丙は、甲の承諾を得なければ、第1項の規定により甲に提出した事業計画書を変更すること ができない。

(経営状況)

- 第28条 丙は、本業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、次条の事業報告書の提出と合わせて、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。
 - (1) 決算書(貸借対照表、損益計算書等)

(2) その他甲が必要と認める書類

(事業報告書)

- 第29条 丙は、毎年度終了後 60日以内に、本業務に関し、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。
 - (1) 管理業務等の体制及び実施状況 (管理業務及び自主事業)
 - (2) 決算状況等及び本施設の利用実績(決算収支状況、使用料徴収実績、本施設の利用実績(利用者数、利用不承認等の件数及び その理由))
 - (3) 従事者育成に係る研修実施状況
 - (4) 利用者意見及び自己評価 (利用者アンケート調査結果、事業実施状況自己評価)
 - (5) 苦情対応に係る記録
 - (6) 事業計画書に掲載した計画の実施状況
 - (7) その他管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 丙は、甲が第47条から第49条までの規定に基づいて年度途中において丙に対する指定管理者 の指定を取り消した場合は、指定が取り消された日の翌日から60日以内に当該年度の当該指定 が取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(甲による業務実施状況の確認)

- 第30条 甲は、丙が提出した第27条の事業計画書及び前条の事業報告書に基づき、丙が行う業務の実施状況及び本施設の管理状況の確認を随時行うものとする。
- 2 甲は、前項における確認のほか、丙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、甲は、丙に対して本業務の実施状況、本業務に係る管理経費等の収支状況等について文書又は口頭による説明を求めることができる。
- 3 丙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じ なければならない。

(甲による業務の改善勧告)

- 第31条 前条の確認の結果、丙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていないと 認められるときは、甲は、丙に対して必要な指示を行い、又は業務の改善を勧告するものとす る。
- 2 丙は、前項の指示又は改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理費及び使用料

(指定管理費の支払い)

第32条 乙は、本業務実施の対価として、丙に対して令和8年度 金●●●円、令和9年度 金 ●●●円(消費税及び地方消費税を含む。)の指定管理費を支払うものとする。

- 2 乙が丙に対して支払う指定管理費は、年度ごとの12分の1を毎月支払うものとする。
- 3 丙は、当該月の指定管理費の支払いに関する請求書を当該翌月の初日から起算して14日以内 に乙に対して送付するものとする。乙は、当該請求書を受領してから30日以内に丙に対して指 定管理費を支払うものとする。

(指定管理費の変更)

- 第33条 甲又は丙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準等の変動により当初合意された指定管理費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理費の変更を申し出ることができるものとする。
- 2 甲又は丙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の要否、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(施設及び附属設備等使用料収入の取扱い)

第34条 本施設の使用料収入は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2(指定公金事務取扱者)による徴収に関する事務の委託とし、丙は、本施設において利用者から徴収する使用料を納付書により甲へ納めるものとする。

(施設及び附属設備等使用料)

第35条 本施設使用料の額は、教育センター条例施行規則に定めるものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第36条 丙は、故意又は過失により管理物件を滅失又は毀損したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

- 第37条 本業務の実施において、丙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、丙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲丙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りでない。
- 2 甲は、丙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、 丙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

- 第38条 本業務の実施に当たり、甲が付保しなければならない保険は、別紙3のとおりとする。
- 2 本業務の実施に当たり、丙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。なお、丙

が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに甲に提示すること。

- (1) 施設管理賠償責任保険
- (2) 盗難保険
- (3) 災害補償保険
- (4) 動産総合保険 (現金総合保険)
- (5) その他丙が必要と認める保険

(不可抗力発生時の対応)

第39条 不可抗力が発生した場合、丙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置を とり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければな らない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第40条 不可抗力の発生に起因して丙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、丙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で丙との協議を行い、不可 抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して丙に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、丙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用について は、甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

- 第41条 前条第2項の協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなった と認められた場合、丙は、不可抗力により影響を受ける限度においてこの協定に定める義務を 免れるものとする。
- 2 丙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、丙との協議の上、丙が当該 業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理費から減額することができるもの とする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第42条 丙は、この協定の終了に際し、引き続き本施設の指定管理者となる場合を除き、本施設 の運営が遅滞なく、かつ、円滑に実施されるよう、甲が指定する期日までに、必要な事項を記 載した業務引継ぎ書等を作成し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わな ければならない。この場合において、引継ぎ等に係る費用は、すべて丙が負担するものとする。

- 2 甲は、必要と認める場合には、この協定の終了に先立ち、丙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 丙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

- 第43条 丙は、この協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。
- 2 甲は、丙が正当な理由なく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、丙に代わって原状に回復するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、丙は、甲が講じた必要な措置に要した費用を負担しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲が必要と認める場合には、丙は、管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(管理物品の扱い)

- 第44条 この協定の終了に際し、管理物品については、丙は甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- 2 丙が任意により購入し、又は調達した管理物品については、原則として丙が自己の責任と費用で撤去等を行うものとする。ただし、甲と丙の協議において両者が合意した場合は、丙は、 甲又は甲が指定するものに対してこれを引き継ぐことができる。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

- 第45条 甲は、丙が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11 項及び手続条例第11条の規定により、丙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - (1) 教育センター条例又は協定書の記載内容に違反したとき。
 - (2) 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は 虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
 - (3) 法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示に従わないとき。
 - (4) 本施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき。
 - (5) 申込み時に提出した書類の内容に虚偽があると判明したとき。
 - (6) 丙の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
 - (7) 法令違反等により丙に管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当と判断される
 - (8) 丙から指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止の申出があったとき。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条(定義)に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条(定義)に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明したとき。
- (10) その他甲が丙による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命 じた場合において、丙に損害、損失及び増加費用が生じたときは、甲は、その賠償の責めを負 わない。
- 3 甲は、第1項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止によって損害が生じた場合、丙にその費用を求償することができるものとする。この場合において、丙は、甲に対し、損害賠償義務を負うものとする。
- 4 丙は、第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部 の停止を命じられたときは、甲の請求により、指定管理費の全部又は一部を返還しなければ ならない。

(丙による指定の取消しの申出)

- 第46条 丙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。
 - (1) 甲がこの協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により丙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他丙が必要と認めるとき。
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、丙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第47条 甲又は丙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項における取消しによって丙に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる 範囲で甲が負担することを原則として、甲と丙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第48条 第42条から第44条までの規定は、第45条から前条までの規定によりこの協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲丙が合意した場合は、その限りでない。

第10章 その他

(監査委員による監査)

第49条 丙は、法第199条第7項の規定に基づき、国分寺市監査委員が行う本事業に対する監査 に協力するものとする。 (施設内の市組織及び市関連団体への対応)

第50条 丙は、本施設内で業務を行う市組織及び市関連団体と協議の上、市組織及び市関連団体 が業務を行う上で必要な施設上の維持管理を行うものとする。

(市関連団体の自動販売機の設置)

第51条 利用者への快適な環境の提供及び災害時の災害飲料として使用することを目的として、 市関連団体が自動販売機を設置することを、丙は承諾するものとする。

(新幹線資料館及び鉄道展示室の管理)

第52条 新幹線資料館は市の魅力の一つであることから、鉄道展示室と合わせて、適切な管理と 展示等を行うものとする。

(自主事業の実施)

- 第53条 丙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、丙の 責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。
- 2 丙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と丙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲は、丙が自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(経理の独立)

第54条 丙は、本業務に関する経理を明らかにするため、本業務に関わる収支明細書及び収支計 算報告書等、経理に係る帳票を備え、丙の他の会計から独立した経理を行わなければならない。

(打合せ記録の作成・保管)

第55条 丙は、甲及びその他関係機関と協議を行ったときは、その内容について、その都度書面に記録し、甲と相互に確認する。

(請求、通知等の様式その他)

- 第56条 この協定に関する甲丙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、この協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。
- 2 この協定の履行に関して甲丙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この協定の履行に関して甲丙間で用いる計量単位は、この協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第57条 本業務に関し、本業務の前提条件若しくは内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と丙の協議の上、この協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第58条 甲がこの協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しく は報告を求めたことをもって、甲が丙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責 任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第59条 この協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に特別の定めのない 事項については、甲と丙の協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第60条 この協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本協定を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を 保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 国分寺市泉町二丁目2番18号

名 称 国分寺市教育委員会

印

 \angle

所在地 国分寺市泉町二丁目2番18号

名 称 国分寺市

代表者 国分寺市長

印

丙 (指定管理者)

所在地

名 称

代表者

印

別紙1 (第5条関係) 用語の定義

- (1) 「募集要項」とは、国分寺市立教育センター指定管理者募集要項のことをいう。
- (2) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料(仕様書を含む。)、及びそれらに 係る質問回答のことをいう。
- (3) 「指定開始日」とは、手続条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (4) 「指定管理費」とは、乙が丙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (5) 「仕様書」とは、国分寺市立教育センター指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人 災(戦争、テロ、暴動等)、法令変更、及びその他甲及び丙の責めに帰すことのできない事 由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

別紙2 (第6条、第25条関係) 管理物件

- (1) 管理施設
 - ・国分寺市立教育センター指定管理業務仕様書に定める施設
- (2) 管理物品
 - ①「国分寺市立教育センター備品等一覧」のとおり
 - ②公共施設予約システム貸与機器

職員端末 1台

キオスク端末 1台

プリンター 1台

別紙3 (第38条関係) 保険

甲が付保する保険

- (1) 施設賠償責任保険
- (2) 建物総合損害共済又は火災保険(借家人賠償責任保険)

別紙4 (第20条関係)

指定管理者における個人情報の保護に関する特則事項

(個人情報保護の趣旨)

- 第1条 国分寺市教育委員会(以下「甲」という。)から指定管理者として指定され、その管理する公の施設の管理の業務(以下「指定管理業務」という。)を行うに当たり、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。)を取り扱う業務を行う場合は、当該指定管理者は、以下の条項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。
- 2 指定管理者(以下「丙」という。)は、指定管理業務の履行に関し、個人情報を常に善良な 管理者の注意をもって運用し、法の趣旨にのっとり個人情報の保護に関する規程等の制定を行 い、個人情報保護のための必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報に係る管理責任者及び取扱担当者)

- 第2条 丙は、指定管理業務に係る個人情報の保護について管理責任者を選任し、甲に届けなければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。
- 2 管理責任者は、個人情報を厳正に維持管理し、指定管理業務従事者の個人情報の取扱いを指 揮監督する。
- 3 管理責任者は、個人情報の取扱いに関して、指定管理業務従事者のうちから担当者を指名し、 その者にのみ個人情報の取扱いをさせるものとする。

(個人情報の交付・収集)

- 第3条 甲は、指定管理業務において取り扱う個人情報を、丙に対して交付するときは、個人情報の内容及び数量並びにその他必要事項(以下「内容等」という。)を記入した書面を添付しなければならない。
- 2 丙は、前項の個人情報の交付を受けたときは、個人情報の内容等を確認し、受領書を甲に提出しなければならない。
- 3 丙は、指定管理業務において取り扱う個人情報の収集については、法第17条の規定に基づき、 指定管理業務と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(個人情報の維持管理)

第4条 丙は、甲から交付され又は丙が収集した個人情報については、正確かつ最新の状態に保 つように努めるとともに、改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故(以下「事故等」とい う。)の防止及び保管場所の施錠、入退室管理等適正な維持管理が行われるよう必要な措置を 講じ、万全の注意を払わなければならない。

(個人情報の返還)

第5条 丙は、指定管理業務の指定期間が終了したとき、又は甲からの返還請求があったときは、 甲から交付された個人情報及び指定管理期間中に収集した個人情報の内容等を記載した書面を を添え、速やかに甲に返還するものとする。

(個人情報の廃棄)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、甲丙協議の上、丙は、個人情報を抹消することができる。
- 2 丙は、前項の場合において、甲の指示する方法により、焼却、裁断等により個人情報を抹消しなければならない。
- 3 丙は、前項の規定により個人情報を抹消するときは、その作業内容を甲に報告しなければな らない。

(個人情報の秘密保持)

- 第7条 丙は、個人情報を、指定管理業務の目的以外に、使用、加工、再生、複製等その他個人 情報の事故等の危険性のある一切の行為をしてはならない。
- 2 丙は、個人情報を、甲の承諾を得ずに、第三者に提供してはならない。なお、指定期間終了 後も同様とする。

(個人情報の開示等)

- 第8条 丙は、個人情報の開示、訂正等、利用停止等(以下「自己情報開示等」という。)の請求がなされた場合は、法の規定に基づき適正な措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、毎年1回、甲に対し、指定管理業務における丙の行った自己情報開示等についての実 施状況を報告するものとする。

(委託の禁止)

- 第9条 個人情報を取り扱う業務にあっては、丙この協定に基づくすべての業務を自ら実施し第 三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときはこの限りでない。
- 2 丙は、前項ただし書の承諾を得て当該第三者に対し個人情報を取り扱う業務を委託するとき は、個人情報の保護について当該第三者に対しこの協定書を遵守させる義務を負わなければな らない。

(苦情処理及び事故発生時における報告の義務) の義務)

- 第10条 丙は、指定管理業務における個人情報の取扱いに関する苦情については、迅速に対応し、 その処理経過及び結果を甲に報告しなければならない。
- 2 丙は、個人情報の取扱いに関し事故等が発生したときは、その状況等を直ちに甲に報告し、 当該事故の解決に努めなければならない。また、法第26条の規定に基づき、個人情報保護委員 会に報告しなければならない。

(指定管理業務における措置)

- 第11条 丙は、当該指定管理業務において取り扱う個人情報について、法第66条第1項の規定に 基づき甲が実施する安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。
- 2 甲は、必要があるときは、甲の指定する職員を立ち会わせ、個人情報の管理状況、運用方法

等を調査し、又は監督し、かつ、必要な指示を行うことができるものとし、丙はこれに従わなければならない。

- 3 甲は、個人情報が適正に取り扱われていないと認める場合にあっては、丙の事業所等への立 入調査を行うとともに、必要な資料の監査及び提出を求めることができる。
- 4 丙は、第9条第1項ただし書の規定により第三者に業務の履行を委託するときは、甲が当該 第三者に対し、前項の立入調査等をすることを、認めさせなければならない。

(情報の公表及び損害賠償)

- 第12条 当該指定管理業務の履行に関し、丙が個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠ったときは、甲は、必要に応じてその事実を公表できるものとする。
- 2 前項の公表により、丙が社会的、経済的、精神的その他その種類、規模を問わず、いかなる 損害を被る場合であっても、甲は、一切の責を負わない。
- 3 個人情報の保護に関する義務に違反したことによる損害の賠償において、丙は、甲に対し民法 (明治法 (明治29年法律第89号) 第715条第1項ただし書の規定による主張をすることはできない。

(告発)

第13条 甲は、丙の指定管理業務従事者又は従事していた者(以下「業務従事者等」という。) が法第176条又は第180条の違反行為をしたと認めるときは、業務従事者等を告発し、併せて、 法第179条又は第184条の規定に基づき、丙に関して告発する。

(令和5年4月1日適用)

別紙5 (第21条関係)

指定管理者における情報公開に関する特則事項

(情報公開の趣旨)

- 第1条 国分寺市情報公開条例(平成11年条例第33号。以下「情報公開条例」という。)第22条 (指定管理者の情報公開)の規定により、国分寺市から指定管理者として指定され、その管理 する公の施設の管理の業務(以下「指定管理業務」という。)を行うに当たり、指定管理者 (以下「丙」という。)は、市民の知る権利及び市民に対する説明責任に留意し、かつ、市民 に関する情報が保護され、乱用されることのないように最大限の配慮をしなければならない。
- 2 丙は、実施機関(以下「甲」という。)と連携し、指定管理業務における自己の保有する情報の提供及び情報の公表の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

- 第2条 丙は、保有する情報の公開を推進していくため、情報公開条例と同様の規定等の制定を 行うものとする。同様の規定をすでに有している場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、丙は、情報公開条例の趣旨に沿った情報公開のための必要な措 置を講ずるものとする。

(文書の公開請求に対する決定等)

- 第3条 丙の行う文書の公開請求に対する公開及び部分公開並びに非公開の決定、公開手数料及 び費用負担については、情報公開条例と同様の措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、文書の部分公開又は非公開の決定において、国分寺市指定管理者の情報の公開等に係るあっせんに関する規程(平成18年訓令第8号)に基づき、甲から再考を促す旨の指導を受けた場合は、これを尊重しなければならない。

(実施状況の報告)

第4条 丙は、毎年1回甲に対し、指定管理業務における丙の行った文書の公開についての実施 状況を報告しなければならない。

国分寺市公共調達条例特記約款(指定管理協定)

(用語の定義)

第1条 この特記約款において掲げる用語の定義は、国分寺市公共調達条例(平成24年条例第35号。以下「条例」という。)及び国分寺市公共調達条例施行規則(平成24年規則第65号)の例による。

(賃金の支払)

- 第2条 受注者(条例第2条第6号。なお、この特記約款においては、地方自治法第244条の2 第3項及び国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第31 号)第7条(協定の締結)の規定に基づき、市より指定を受け、協定を締結する指定管理者を 指す。)は、労働者(条例第2条第9号。なお、市と指定管理者との間で締結する指定管理に 関する協定(以下、「本協定」という。)にいう「従事者」と同義。)に対し最低額以上の賃 金を支払わなければならない。なお、受注者は下請負者等(条例第2条第9号イ)に対しても 同様に、下請負者等の労働者に対する最低額以上の賃金の支払いを遵守させるものとする。 (受注者の連帯責任)
- 第3条 受注者は、下請負者等が労働者に対して支払った賃金等が最低額を下回ったときは、当 該賃金等と最低額との差額に相当する額を当該下請負者等と連帯して支払わなければならない。 (台帳の整備等)
- 第4条 受注者は、公共調達に係る契約等の業務に従事する労働者について、労働基準法(昭和 22年法律第49号)第108条(賃金台帳)に規定する賃金台帳及び施行規則で定める報告書を作 成し、当該公共調達の事業場その他適当な場所に備えなければならない。
- 2 受注者は、前項の報告書を別途市が指定する期日までに提出しなければならない。 (労働者への周知)
- 第5条 受注者は、条例第14条(公共調達に係る契約等の内容)第1項第7号に規定する事項を 事業場の見やすい場所に掲示又は書面を交付することにより労働者に周知しなければならない。 (報告及び立入検査)
- 第6条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、主管課より、報告、受注者の 事業所等への立ち入り調査、質問等を求められた場合には、これらに協力するものとする。
 - (1)条例第16条(調査等)第1項の規定による調査の必要があると認めるとき。
 - (2) 労働者から条例第 16 条第2項の規定による申出があったとき。
 - (3) 条例に定める事項の履行状況を確認するため必要があると認めるとき。

(是正措置)

- 第7条 市は、受注者及び下請負者等が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者 に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、別途市が定める期日までにその旨の報告をしなければならない。

(協定の解除)

- 第8条 市は、受注者及び下請負者等が次の規定に該当するときは、市と受注者との間で締結された指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消すことができる。
 - (1) 前条第1項の規定による命令に従わないとき。
 - (2) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第9条 前条の規定による協定の取り消しにより受注者に損害が生じても、市はその損害を賠償 する責任を負わない。

(違約金)

第10条 市は、第8条の規定により指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定 を取り消したときは、違約金を徴収することができる。

(受注者の責務)

- 第11条 受注者は、社会経済への影響及び業務の公共性を認識し、法令を遵守し、労働者の良好 な労働環境の確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、下請負又は再委託を行う場合においては、当該下請負者等に条例の趣旨を説明し、 理解を得なければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第12条 受注者及び下請負者等は、労働者から賃金に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(平成29年6月15日適用)